

生活支援

高齢者に関する相談

(1) 地域包括支援センター（愛称：高齢者相談センター）

地域で暮らす高齢者のみなさんを、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から支援を行う総合相談機関です。

住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護予防の支援、権利擁護、適切なサービス提供への支援等、専門職の職員が連携してサポートします。

●対象者 地域で暮らす高齢者、その家族や関係者

●窓 口

担当地区	施設名	所在地	電話番号	
北、曳馬	元浜	中区	元浜町 356	479-1215
西、県居、江西	鴨江		鴨江三丁目 70-27	456-3362
城北、佐鳴台	佐鳴台		佐鳴台三丁目 35-21	448-0201
富塚、萩丘（住吉・和合）	和合		和合町 555	475-5560
中央、アクト、江東、駅南	板屋		板屋町 697	456-5600
萩丘（萩丘中、葵・高丘）	高丘		高丘東四丁目 43-11	420-6330
積志	ありたま	東区	有玉南町 1436	434-7899
長上、笠井	さぎの宮		小池町 38-1	432-5151
中ノ町、和田、蒲	あんま		安間町 55-8	423-2701
入野、篠原	大平台	西区	大平台一丁目 34-30	485-2800
庄内、和地、伊佐見	和地		大山町 2893-1	437-2001
舞阪、雄踏、神久呂	雄踏		雄踏町宇布見 4080-4	597-0022
新津、可美	新津	南区	法枝町 248-3	444-3333
芳川、河輪、五島	芳川		石原町 739	426-1503
白鷺、飯田	三和		三和町 242-1	462-1011
都田、新都田、三方原	三方原	北区	新都田五丁目 12-21	428-6333
細江、引佐、三ヶ日	細江		引佐町井伊谷 2569	528-2288
三ヶ日	（三ヶ日支所）		三ヶ日町三ヶ日 500-1 （三ヶ日協働センター内）	528-0788
北浜	北浜	浜北区	高蘭 208-2	584-2733
浜名、鹿玉	しんばら		新原 4092-2	584-1090
中瀬、赤佐	於呂		於呂 2519-2	588-5600

担当地区	施設名	所在地		電話番号
天竜、春野	天竜	天竜区	二俣町二俣 2396-56	925-0034
春野	(春野支所)		春野町宮川 1467-2 (春野協働センター内)	983-5000
佐久間、水窪、龍山	北遠中央		龍山町戸倉 711-2 (龍山保健センターやすらぎ内)	969-0088
水窪	(水窪支所)		水窪町奥領家 2980-1 (水窪協働センター内)	982-0870
佐久間	(佐久間支所)		佐久間町中部 18-11(佐久間協働センター内)	965-0080

(2) 高齢者虐待相談

高齢者の介護による悩みやストレスなどの相談を受け、介護者の負担軽減に努めるとともに、近隣の援助者や介護を受けている高齢者本人からの困りごとの相談に対応します。

- 対象者 高齢者本人・高齢者を抱える家族・近隣の援助者等
※障害者虐待相談（54 ページ参照）

- 窓 □ 地域包括支援センター（14 ページ参照）

区役所の長寿保険課

中 区 ☎ 457-2062 東 区 ☎ 424-0186 西 区 ☎ 597-1164

南 区 ☎ 425-1542 北 区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123

天竜区 ☎ 922-0130

- 高齢者虐待の例

種別	内容	具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	<ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする ・つねる、殴る、蹴る ・無理やり食事を口に入れる ・やけど、打撲をさせる ・ベッドに縛りつけるなどの身体的拘束 ・意図的に薬を過剰に服用させて、身体活動を抑制する

種別	内容	具体例
介護・世話の放棄・放任	意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること	<ul style="list-style-type: none"> ・異臭がする ・髪が伸び放題 ・皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えず、空腹状態が続き、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内のごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限する又は使わせない
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗を嘲笑し、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子どものように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス ・性器への接触
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意志・利益に反して使用する

健康に関する訪問相談対応

保健師、管理栄養士及び栄養士、歯科衛生士が自宅を訪問し、病気の予防や健康増進のために必要な助言を行います。

- 対象者 生活習慣改善の必要がある人
介護予防の観点から支援が必要な人
妊娠・出産・育児等に支援が必要な人 等

- 窓 □ 区役所の健康づくり課
中区（中央保健福祉センター）☎ 413-5577
東区 ☎ 424-0122 西区 ☎ 597-1174 南区 ☎ 425-1590
北区（引佐健康センター）☎ 542-0857
浜北区 ☎ 585-1120 天竜区 ☎ 922-0075

配食サービス

食生活の改善及び利用者の安否を確認するため、自宅へ食事を届けます。

(1) 高齢者へのサービス

- 対象者 次のすべての項目に該当する人
 - ① 65歳以上のひとり暮らし・高齢者世帯及びこれに準ずる世帯の人
 - ② 心身の状況等により食事の調理が困難な人
 - ③ 市民税非課税世帯の人

- 回数 1週間あたり1食から3食（心身の状況により回数に制限あり）

- 費用 1食300円

- 手続き 手続きの流れは次のとおりです。
 - ① 地域包括支援センターまたは、ケアマネジャーに相談する。
 - ② 担当者が訪問をしてご家庭の状況を確認する。

- 窓口 □ 地域包括支援センター（14ページ参照）
区役所の長寿保険課
 - 中区 ☎ 457-2062 東区 ☎ 424-0186 西区 ☎ 597-1164
 - 南区 ☎ 425-1542 北区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123
 - 天竜区 ☎ 922-0130

(2) 障がいのある人へのサービス

- 対象者 次のすべての項目に該当する人
 - ① 申請時点で65歳未満で身体障害者手帳を持っている人（視覚障害、肢体不自由、じん臓機能障害の1級又は2級以上に限る）
 - ② 単身世帯の人
 - ③ 市民税非課税世帯の人

- 回数 1週間3食以内

- 費用 1食300円

- 手続き 手続きに必要なものは次のとおりです。
 - ① 身体障害者手帳
 - ② みとめ印
 - ③ 世帯の市民税課税状況のわかるもの（転入された人のみ）

- 窓 □ 区役所の社会福祉課
中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
天竜区 ☎ 922-0024

入浴サービス

(1) 移動入浴サービス

移動入浴車が家庭を訪問し、自宅で入浴サービスを行います。

- 対象者 次のすべての項目に該当する人
- ①身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の人（肢体不自由 2 級以上に限る）※ 18 歳未満であっても成人と同様の体格であって入浴が困難な人は対象となります。
 - ②家庭の入浴設備にて入浴困難な人
 - ③医師が入浴を可能と認めた人（2 年ごとの申請）
 - ④家庭内において入浴時に立ち合いのできる家族等がいる人
 - ⑤他制度による入浴介助を受けない人
 - ⑥介護保険サービスの対象とならない人
※介護保険サービス（62 ページ参照）
- 費用 世帯の所得税又は市民税の課税状況により、自己負担がかかります。
- 手続き 手続きに必要なものは次のとおりです。
- ①身体障害者手帳
 - ②医師が入浴を可とする証明書
 - ③みとめ印

- 窓 □ 区役所の社会福祉課
中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
天竜区 ☎ 922-0024

(2) 施設利用入浴サービス

家庭において入浴することが困難な重度身体障害者に対して、施設の特設浴槽を利用した入浴サービスを行います

- 対象者 次のすべての項目に該当する人
 - ①身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の人（肢体不自由 2 級以上に限る）※ 18 歳未満であっても成人と同様の体格であって入浴が困難な人は対象となります。
 - ②家庭の入浴設備にて入浴困難な人
 - ③医師が入浴を可能と認めた人（2 年ごとの申請）
 - ④他制度による入浴介助を受けない人
 - ⑤介護保険サービスの対象とならない人
 - ※介護保険サービス（62 ページ参照）

- 費用 世帯の所得税又は市民税の課税状況により、自己負担がかかります。

- 手続き 手続きに必要なものは次のとおりです。
 - ①身体障害者手帳
 - ②医師が入浴を可とする証明書
 - ③みとめ印

- 窓口 区役所の社会福祉課
 - 中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
 - 南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
 - 天竜区 ☎ 922-0024

軽度生活援助員の派遣

自立した生活の維持ができるよう、簡易な日常生活の援助を行います。

- 対象者 次のすべての項目に該当する人
 - ① 65 歳以上でひとり暮らし・高齢者世帯及びこれに準ずる世帯の人
 - ②介護保険の対象となる要介護・要支援高齢者及び介護保険の対象とならない軽度虚弱高齢者
 - ③市民税非課税の世帯の人

- 内 容 介護保険のサービスや介護予防・生活支援サービス事業の対象とならない、簡易で一時的な身体介助を伴わない日常生活援助

【具体的な内容】

 - ・ 散歩の付添い、衣類の整理整頓
 - ・ 庭など家周りの軽微な手入れなど

- 費用 1時間あたり300円
※減免制度があります。
- 利用時間 1月に8時間（1回につき2時間）以内
- 手続き 手続きの流れは次のとおりです。
 - ①地域包括支援センターまたは、ケアマネジャーに相談する。
 - ②担当者が訪問をしてご家庭の状況を確認する。
- 窓 □ 地域包括支援センター（14ページ参照）
区役所の長寿保険課
中 区 ☎ 457-2062 東 区 ☎ 424-0186 西 区 ☎ 597-1164
南 区 ☎ 425-1542 北 区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123
天竜区 ☎ 922-0130

高齢者あんしん一時宿泊事業

養護老人ホーム等の空き部屋を利用して一時的に宿泊し、日常生活に対する支援を行います。

- 対象者 65歳以上で介護保険サービスの対象とならない虚弱な人
※介護保険サービス（62ページ参照）
- 回数 原則1回の利用につき7日以内（年4回まで）
- 費用 ①養護老人ホーム：1日につき1,730円
②生活支援ハウス：1日につき1,990円
③特別養護老人ホーム：1日につき2,740円
※減免制度があります。
- 窓 □ 地域包括支援センター（14ページ参照）
区役所の長寿保険課
中 区 ☎ 457-2062 東 区 ☎ 424-0186 西 区 ☎ 597-1164
南 区 ☎ 425-1542 北 区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123
天竜区 ☎ 922-0130

移動支援事業

屋外等での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

- 対象者 ①身体障害者手帳を持っている人のうち全身性障がいの人
②療育手帳を持っている人
③精神障害者保健福祉手帳をもっている人又は自立支援医療を受給している人
④医師により発達に障がいがあると診断された人

- 費用 利用者負担は費用の1割
※生活保護世帯又は市民税非課税世帯の場合は負担ありません。

- 窓 □ 区役所の社会福祉課
中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
天竜区 ☎ 922-0024

日中一時支援事業

家族の負担軽減のため障害福祉サービス事業所等において、日帰りによる支援を行います。

- 対象者 ①身体障害者手帳を持っている人
②療育手帳を持っている人
③精神障害者保健福祉手帳をもっている人
④医師により発達に障がいがあると診断された人

- 費用 利用者負担は費用の1割
※生活保護世帯又は市民税非課税世帯の場合は負担ありません。

- 窓 □ 区役所の社会福祉課
中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
天竜区 ☎ 922-0024

紙おむつ等の支給

紙おむつ等の支給（購入費の助成）します。

(1) 高齢者への支給

- 対象者 次のすべての項目に該当する人
 - ① 65歳以上で要介護4・5の人在宅で介護している人
 - ② 市民税非課税世帯の人
 - ③ 他制度で同様のサービスを受けていない人

- 種類 フラットタイプ、テープ止めタイプ、パンツタイプ、パッドタイプ（その他）
吸引カテーテル、カテーテルジョイント、使い捨て手袋、ドライシャンプー、ガーゼ、清拭剤、ウエスタンシース、ドレーンバッグ
※年間（4月～翌年3月）で10万円分が限度です。

- 手続き 直接窓口へお申し込みください。

- 窓口 地域包括支援センター（14ページ参照）
区役所の長寿保険課
中 区 ☎ 457-2062 東 区 ☎ 424-0186 西 区 ☎ 597-1164
南 区 ☎ 425-1542 北 区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123
天竜区 ☎ 922-0130

(2) 障がいのある人への助成

- 対象者 2歳以上の在宅の重度障害者（児）で、常時紙おむつを必要とする人のうち、次のいずれかに該当する人
 - ① 身体障害者手帳1級又は2級を所持している人
 - ② 療育手帳Aを所持している人
 - ③ 特別児童扶養手当1級受給資格者のうち、所得制限による支給停止者に監護されている児童
ただし、次のいずれかに該当する人は除きます。
 - ・ 前年度の介護者慰労金受給者に介護されている人、及び施設やグループホームに入所している人
 - ・ 日常生活用具のうち排泄管理支援用具の支給を受けている人
 - ・ 他制度の紙おむつなどの支給を受けている人
- ※ 身体障害者手帳1・2級・療育手帳Aを持っていても、特別児童扶養手当1級の支給を受けているときは、助成の対象となりません。

●助成額

申請月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
助成額 (円)	30,000		25,000		20,000		15,000		10,000		5,000	

●手続き 手続きに必要なものは次のとおりです。

- ①身体障害者手帳又は療育手帳
- ②みとめ印

●窓 □ 区役所の社会福祉課

中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
天竜区 ☎ 922-0024

自動消火器、電磁調理器の給付

心身機能の低下などにより防火などの配慮が必要な人に、機器を給付します。

●対象者 次のすべての項目に該当する人

- ① 65 歳以上のひとり暮らしの人
- ② 市民税非課税世帯の人
- ③ 心身機能の低下などにより、防火等の配慮が必要な人

●費用 無料

●手続き 手続きの流れは次のとおりです。

- ① 地域包括支援センターまたは、ケアマネジャーに相談する。
- ② 担当者が訪問をしてご家庭の状況を確認する。

●窓 □ 地域包括支援センター（14 ページ参照）

区役所の長寿保険課

中 区 ☎ 457-2062 東 区 ☎ 424-0186 西 区 ☎ 597-1164
南 区 ☎ 425-1542 北 区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123
天竜区 ☎ 922-0130

補装具費の支給

障がいに適した補装具の購入、修理に要した費用を支給します。

- 対象者 ①身体障害者手帳を持っている人
- ②難病等の人
- ※世帯の中に当該年度（4～6月は前年度）の市民税所得割額が46万円以上の人がいるときは、支給を受けられません。
- ※介護保険制度（61ページ参照）、労働災害補償制度、治療用・訓練用等の医療保険制度の適用対象になる人は、それらの制度が優先となります。

●対 象 詳細は事前に窓口へお問い合わせください。

対象	補装具の種類
視覚障害	盲人安全つえ（普通用・携帯用・身体支持併用）
	眼鏡（矯正・遮光、弱視眼鏡・コンタクト）
	義眼（普通義眼・特殊義眼・コンタクト義眼）
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	歩行補助つえ（一本つえ以外）
	座位保持装置、装具（上肢・下肢・体幹）
	殻構造義肢、車椅子、歩行器
	電動車椅子、骨格構造義肢
児童補装具	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
重度の上下肢と音声・言語機能障害の両方の人	重度障害者用意思伝達装置

- 費用 原則として補装具費の1割
- 手続き 手続きに必要なものは次のとおりです。
 - ①身体障害者手帳（難病等の人には、特定疾患医療受給者証等）
 - ②見積書
 - ③みとめ印
 - ④マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類

- 窓 口 区役所の社会福祉課

中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
 南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
 天竜区 ☎ 922-0024

日常生活用具費の助成

日常生活を営むうえでの不便を解消し、自力で生活を営むことを容易にするため、用具費に対して助成します。

- 対象者
 - ①身体障害者手帳を持っている人
 - ②療育手帳を持っている人
 - ③難病等の人

※世帯の中に当該年度（4～6月は前年度）の市民税所得割額が46万円以上の人がいるときは、助成を受けられません。

※要介護認定を受けている場合は、介護保険制度（61ページ参照）が優先となります。

- 対象 特殊マット、頭部保護帽、温水洗浄便座、火災警報器、自動消火器、電磁調理器（卓上式）など

※種目によって対象者が異なります。詳細は事前に窓口へお問い合わせください。

- 費用 原則として用具費又は基準額の1割

- 手続き 手続きに必要なものは次のとおりです。
 - ①身体障害者手帳又は療育手帳（難病等の人は、特定疾患医療受給者証等）
 - ②みとめ印
 - ③見積書
 - ④用具のカタログ等
 - ⑤収入が確認できるもの（市民税非課税の人のみ）

- 窓口 区役所の社会福祉課

中区 ☎ 457-2057 東区 ☎ 424-0176 西区 ☎ 597-1159
南区 ☎ 425-1485 北区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
天竜区 ☎ 922-0024

情報キットの支給

かかりつけ医や緊急時の連絡先などを記入するカードを冷蔵庫に保管するためのキットを支給します。

(1) 高齢者への支給

●対象者 ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の人

●窓 □ 区役所の長寿保険課

中 区 ☎ 457-2062 東 区 ☎ 424-0186 西 区 ☎ 597-1164
南 区 ☎ 425-1542 北 区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123
天竜区 ☎ 922-0130

(2) 障がいのある人への支給

●対象者 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 級をもっている人でひとり暮らし又は家族がいても支援を受けることができない人

●窓 □ 区役所の社会福祉課

中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
天竜区 ☎ 922-0024

緊急通報システムの貸与

急病や災害等の緊急事態をボタンで受信センター等へ自動的に通報するシステムを貸与します。

※電話回線によっては取り付けできない場合があります。

(1) 高齢者への貸与

●対象者 ① 65 歳以上のひとり暮らしで、疾病等により健康上の不安があり、安否確認が必要な人
② 75 歳以上のひとり暮らしの人もしくは、75 歳以上の支援の必要がある高齢者世帯

●費用 ①市民税非課税世帯の人：無料
②市民税課税世帯の人：毎月 1,020 円

●手続き 手続きの流れは次のとおりです。

①地域包括支援センターまたは、ケアマネジャーに相談する。
②担当者が訪問をしてご家庭の状況を確認する。

- 窓 □ 地域包括支援センター（14 ページ参照）
区役所の長寿保険課
中 区 ☎ 457-2062 東 区 ☎ 424-0186 西 区 ☎ 597-1164
南 区 ☎ 425-1542 北 区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123
天竜区 ☎ 922-0130

(2) 障がいのある人への貸与

- 対象者 市民税非課税世帯に属する人で身体障害者手帳を所持し、以下のいずれかの障害の級別が1級又は2級である人
- ・視覚障害
 - ・下肢機能障害
 - ・体幹機能障害
 - ・移動機能障害
 - ・内部障害
- 手続き 手続きに必要なものは次のとおりです。
- ①身体障害者手帳
 - ②市民税の課税状況が分かるもの
 - ③みとめ印
- 窓 □ 区役所の社会福祉課
中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
天竜区 ☎ 922-0024

火事や救急の通報

(1) FAX（ファクス）からの119番通報

ファクスから119をダイヤルすることにより、火事や救急の通報ができます。

- 対象者 聴覚、言語などの障がいにより電話での会話が困難な人
- 手続き 事前に必要な手続きはありません。
- 窓 □ 消防局情報指令課 ☎ 475-7551

(2) 電子メールからの119番通報

携帯電話などから電子メールで、火事や救急の通報ができます。

- 対象者 聴覚、音声機能言語機能又はそしゃく機能の障がいにより障害者手帳の交付を受けている人
※浜松市内に通学及び通勤している人も含みます。
※上記以外で電話での会話が困難な人はご相談ください。
- 手続き 手続きに必要なものは次のとおりです。
 - ①申請書
 - ②身体障害者手帳※申請後 10 日以内にテストメールが届き、その後登録完了となります。
- 窓 □ 消防局情報指令課 ☎ 475-7551
障害保健福祉課 ☎ 457-2034
区役所の社会福祉課
中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
天竜区 ☎ 922-0024

災害などの情報提供（浜松市防災ホットメール）

携帯電話などに緊急情報、地域情報、気象情報などを電子メールで配信します。

- 費用 登録は無料ですが、通信費は利用する人の負担となります。
- 手続き パソコンまたは携帯電話で下記のアドレスにアクセスし、必要な情報を登録します。
<https://service.sugumail.com/bosai-hotmail-hamamatsu/html/>
- 窓 □ サービスセンター ☎ 0120-670-970
危機管理課 ☎ 457-2537

オレンジシール・オレンジメール（徘徊高齢者早期発見事業）

認知症により、行方がわからなくなった人等を警察や行政、地域包括支援センター、はままつあんしんネットワーク協力事業者、地域の方等の力で、できるだけ早く家族の元に帰れるように支援します。

(1) オレンジシールの交付

認知症によりひとり歩き（徘徊）のおそれがある人等を、家族等の届け出により事前登録を行い、本人のくつなどに貼りつける登録番号入りのオレンジシール（反射シール）を交付します。

●対象者 認知症でひとり歩き（徘徊）のおそれがある高齢者等

●窓 □ 地域包括支援センター（14 ページ参照）

(2) オレンジメールの配信

オレンジシールの交付を受けた人等が所在不明となった時に、メール配信（オレンジメール）の登録をした見守り協力者に行方不明者情報のメール配信を行い、検索協力をお願いして情報提供を受けます。

●登録方法 浜松市公式ホームページ参照

●窓 □ 高齢者福祉課 ☎ 457-2105
区役所の長寿保険課
中 区 ☎ 457-2062 東 区 ☎ 424-0186 西 区 ☎ 597-1164
南 区 ☎ 425-1542 北 区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123
天竜区 ☎ 922-0130

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民等の誰もが気軽に集える場です。

浜松市が認める認知症カフェ（浜松市オレンジカフェ）には、認証ステッカーが掲示しており、専門職が相談に対応します。

浜松市では認知症カフェを推進するため、設置や運営を補助しています。

●対象者 認知症の人やその家族、認知症に関心のある人

●窓 □ 地域包括支援センター（14 ページ参照）

区役所の長寿保険課
中 区 ☎ 457-2062 東 区 ☎ 424-0186 西 区 ☎ 597-1164
南 区 ☎ 425-1542 北 区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123
天竜区 ☎ 922-0130
高齢者福祉課 ☎ 457-2105

家族介護慰労金の支給

お世話している家族の人に、その労をねぎらうため家族介護慰労金を支給します。

- 対象者 (在宅重度障害者慰労金)
特別障害者手当の受給権を有する人のうち、肢体不自由1級の身体障害者手帳の交付を受けている人を常時介護している人など
※要件に該当する人は、市から申請書が郵送されます。
- (在宅重度知的障害者慰労金)
療育手帳の交付を受けている人のうち障害の程度が最重度で常時介護を要する人を常時介護している人など
※要件に該当する人は、市から申請書が郵送されます。

- 窓 □ 区役所の社会福祉課
中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
天竜区 ☎ 922-0024

